

## 令和5年度ダイオキシン類環境調査の中間報告（夏季）

### 調査地点及び調査結果

#### ● 大 気

調査地点名	所在地	濃度(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		環境基準
		春季 (R5.5.23~5.30)	夏季 (R5.7.11~7.18)	
さいたま市役所	浦和区常盤 6-4-4	0.0066	0.010	0.6以下 (年平均値)
農業者トレーニングセンター	緑区大崎 3156-1	0.0064	0.013	
八幡会館	見沼区膝子 623	0.027	0.010	
穂積自治会館	西区宝来 343-1	0.0055	0.013	
城南測定局	岩槻区笹久保 577	0.010	0.011	
平 均 値		0.011	0.011	

まとめ…夏季調査における大気中のダイオキシン類濃度は0.010~0.013pg-TEQ/m<sup>3</sup>でした。  
環境基準は年平均値で評価するため、秋季・冬季の調査結果を含めて評価します。

#### (用語解説)

- ・ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法では次の3種をダイオキシン類とするとされています。
  - ① ポリ塩化ジベンゾフラン ②ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
  - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル
- ・pg(ピコグラム): 1ピコグラム=1兆分の1グラム
- ・TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類は種類ごとに毒性が異なるため、最も毒性の強いダイオキシンとされる2,3,7,8-TCDDの毒性にその他のダイオキシン類の毒性を換算して評価します。